

## 九州保健福祉大学障がい学生支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」その他の法令に基づき、九州保健福祉大学(以下「本学」という。)において障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 障がい者を理由とする差別の解消とは、教職員および学生が障がい者を理由として不当な差別を行わないよう、また、障がいのある学生が不当な差別を受けないよう定める。

(1) 障がいのある学生とは、本学に在籍する学部学生及び大学院学生等であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。)があるものであり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において、相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 不当な差別的取扱いとは、(1)の障がいのある学生が、本学において教育、研究その他の活動において、正当な理由なく、障がい者を理由として、障がいのない学生より不利に扱われることをいう。

(3) 合理的配慮とは、障がいのある学生が、本学における教育、研究その他の活動において、障がいのない学生と等しい機会を得られ、それら活動を行ううえでの社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。

(4) 教職員とは、教育職員、事務職員、技術職員、非常勤職員、嘱託契約職員をいう。

(5) 学生とは、学部学生、大学院生、科目等履修生、研究生等、本学において修学する者をいう。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員および学生は、本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### (実施体制)

第4条 障がいのある学生を支援するために、障がい学生サポート委員会を置く。

(1) 統括責任者は学長とし、障がい学生サポート委員会を指揮し、教職員に対する研修等の実施を行うとともに、大学全体における障がいのある学生への差別解消の推進に必要な措置を講じる。

(2) 統括責任は、障がい学生サポート委員会の委員長その他、各学科より1名の委員を選任する。

(3) 障がい学生サポート委員会の事務は、学生部学生課とする。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、障がいのある学生が本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、合理的配慮を提供しなければならない。

2 過重な負担の有無は、個々人の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、本学が、過重な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明するものとする。

(1) 本学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容及び機能を損なう程度）

(2) 実現可能性の程度（物理的及び技術的制約又は人的及び体制上の制約）

(3) 費用及び負担の程度

(4) 本学の規模

(5) 本学の財政及び財務状況

3 障がいのある者本人又は関係者等から合理的配慮の申出については、入学前には入試広報室、在学時は学生課または教務課に書面にて申し出るものとする。申出のあった者に対する支援の必要性の有無及び支援の範囲は、障がい学生サポート委員会で協議し、大学教授会で意見を聴いたのち、学長が決定する。

(環境整備計画)

第6条 合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備に関する計画は、障がい学生サポート委員会で協議し、大学教授会の審議を経て、学長が決定する。

(相談体制)

第7条 障がいのある者本人又は関係者からの障がい学生支援に関する相談窓口は、以下のとおりとする。

(1) 入学前に合理的配慮の申出をする窓口は、入試広報室とする。

(2) 在籍時に合理的配慮の申出に関する窓口は、学生課または教務課とする。

(3) 不当な差別的取扱いの苦情等に関する窓口は、九州保健福祉大学キャンパス・ハラスメント防止対策委員会の定めるキャンパス・ハラスメント相談員とする。

2 通信教育部又は通信制大学院に入学前又は在籍時の相談窓口は、通信教育事務課とする。

(研修・啓発)

第8条 本学は、障がいのある学生、障がいのない学生及び教職員が相互に人格及び個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本学における障がいを理由とする差別を解消することを推進するため、学生及び教職員に対して当該推進に必要な研修等を行うものとする。

(情報公開)

第9条 本学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がいのある学生及び受験を希望する障がいのある者に対して周知をする。

(情報保護)

第10条 教職員および学生は、相互に連携して障がいのある学生に合理的配慮を提供するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、障がい学生サポート委員会で協議し、大学教授会で意見を聴いたのち、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。